

令和7年度 PTA入会意思確認(継続届)のご案内

日頃よりPTA活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
また、先日の臨時総会の成立にご協力いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

臨時総会において賛成多数で可決された新PTA規約を、令和7年4月1日より施行いたします。
これに伴い、新PTA規約第7条第2項の規定により、PTAへの入会を継続される場合は「継続届」の提出が必要となります。

継続届をご提出いただかない場合、令和7年3月31日(令和6年度末)をもってPTAを退会されたものとみなされますのでご注意ください。

令和7年度もPTAへの加入を希望される方は、「継続届」をご提出ください。なお、提出にはお子様の新年度の「学年」「クラス」「出席番号」が必要となるため、4月7日(月)始業式後から提出の受付を開始いたします。
また、現在PTAに未加入の方で、令和7年度より入会を希望される場合は、「入会届」をご提出ください。

5月の総会にご参加いただける方は、4月18日(金)の提出期限までにご提出いただいた方が対象となります。

(参考)令和7年4月1日より施行する新PTA規約より抜粋

第7条	入退会は次の手続きによって行う。
(2)	翌年度も会員を継続する場合は、継続届を会長に提出することにより入会が継続される。継続届が提出されず、意思確認ができない場合は、最後に入会届または継続届が提出された年度の3月末をもって退会したものとみなす。

入会届・継続届の提出はこちらから(WEB受付)



- ・入会届と継続届は同じフォーマットです。
- ・申請は、左のQRコードからWEBでのみ受け付けております。
- ・提出には、お子様の新年度の「学年」「クラス」「出席番号」が必要です。
- ・1回の申請で最大4名のお子様までご入力可能です。
5名以上の場合は、2回に分けてご提出ください。
- ・「入会届・継続届」内の注意事項をよくお読みのうえ、ご提出ください。

入会届・継続届の受付期間： 令和7年4月7日(月)～令和8年2月27日(金)

受付月	提出期限	会費引き落とし開始タイミング	備考
4月	4月18日(金)	5月から会費の引き落とし	5月総会にご参加いただけます
5月	5月30日(金)	6月から会費の引き落とし	
6月	6月27日(金)	7月から会費の引き落とし	
7月・8月	8月29日(金)	9月から会費の引き落とし	8月分の会費徴収はございません
9月	9月26日(金)	10月から会費の引き落とし	
10月	10月31日(金)	11月から会費の引き落とし	
11月	11月28日(金)	12月から会費の引き落とし	
12月	12月26日(金)	1月から会費の引き落とし	
1月	1月30日(金)	2月の会費の引き落とし	
2月	2月27日(金)	引き落としなし	3月分の会費徴収はございません